

付しなければならない書類は、副作用拠出金に係る付加拠出金の額の算定の過程を示す書類とする。

3 前二項に規定するもののほか、第二十九条第二項の規定に基づき金融機関に設けられた機構の口座に払い込むことにより副作用拠出金を納付する許可医薬品製造販売業者にあつては、機構の口座に払い込んだことを証する書類を、申告書に添付しなければならない。

(誤りがある場合に機構が副作用拠出金の額を決定することとなる申告書の記載事項等)

第二十七条 令第十八条第三項の厚生労働省令で定める事項は、第二十五条第二号及び第三号に掲げる事項とする。

2 令第十八条第三項の規定による通知は、納入告知書の送付によって行わなければならない。

(充当の通知)

第二十八条 機構は、令第十八条第五項の規定による充当をしたときは、その旨をその充当に係る徴収金の納付義務者に通知しなければならない。

(徴収金の納付等)

第二十九条 副作用拠出金その他法の規定による副作用拠出金に係る徴収金の納付は、納付書(納入告知書の送付を受けた場合には、納入告知書)を添えて、これを行わなければならない。

2 副作用拠出金その他法の規定による副作用拠出金に係る徴収金は、機構に直接納付する場合のほかは、金融機関に設けられた機構の口座に払い込むことにより納付しなければならない。

(端数計算)

第三十条 副作用拠出金の額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

(感染救済給付への準用)

第三十一条 第三条から第二十二條までの規定は、感染救済給付について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | |
|----------------|------------------------------------|--|
| 第三条 | 法 | 法第二十条第二項において準用する法 |
| | 医薬品の副作用 | 生物由来製品を介した感染等 |
| | 医薬品を | 生物由来製品を |
| 第四条第一項 | 第十六条第一項第一号 | 第二十条第一項第一号 |
| | 医薬品の副作用 | 生物由来製品を介した感染等 |
| | 副作用による疾病 | 感染等による疾病 |
| | 原因とみられる許可医薬品の名称 | 原因(当該原因とみられる許可生物由来製品の名称を含む。) |
| 第四条第二項及び第五条第二項 | 前項 | 第三十一条において準用する前項 |
| | 副作用による疾病がその原因とみられる許可医薬品を使用したことによるも | 感染等による疾病の原因(請求者が第一次健康被害者である場合にあつては、当該原因とみられる許可生物由来製品を使用したことによる |